

港湾施設使用許可に係る審査基準等

1 審査基準（沖縄県行政手続条例第5条）

沖縄県港湾管理条例第7条に基づく使用許可の審査基準を以下のとおり定める。

- (1) 港湾の開発、利用、保全及び維持管理上、支障となるおそれがないこと
- (2) 港湾施設等の能力に照らし適切であること
- (3) 港湾施設等が損傷又は汚損されるおそれがないこと
- (4) 港湾施設等の目的及び用途を妨げるおそれがないこと
- (5) 環境を悪化させるおそれがないこと
- (6) 禁止行為(条例第3条)を伴う使用でないこと
(条例第3条の許可を受けた場合を除く)
- (7) その他、土木事務所長が特に必要とする条件を満たしていること

2 標準処理期間（沖縄県行政手続条例第6条）

沖縄県港湾管理条例第7条に基づく使用許可の標準処理期間を以下のとおり定める。

- (1) 標準処理期間を20日とする。
- (2) ただし、申請日の翌日から起算し、要件不備時の補正期間及び必要書類等の追加に係る期間は、標準処理期間に算入しない。